

事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について

長野県介護支援課サービス係

厚生労働省より、介護保険最新情報 Vol.862 「事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について」について、示されています。

長野県における具体的な取扱いについては、下記のとおりとします。

1 対象事業者

吸収分割等により新規申請を行う事業者のうち、事業に関して有する権利義務の全部又は一部を引き継ぎ、吸収分割の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められる事業者

2 必要書類について

<新規手続きについて>

- ① 指定申請書（事業所一覧を添付の上、1部）
- ② 付表（各事業所ごと作成依頼）
- ③ 法人登記事項証明書（1部）
- ④ 吸収合併・吸収分割等の契約書の写し
（③法人登記事項証明書内に、吸収分割等による設立である旨が明記されている場合は、省略可能。）
- ⑤ 介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面（1部）
- ⑥ その他、既に届出しているものから変更がある事項があればその書類
- ⑦ 事業所一覧（任意様式 ※）（複数の事業所がある場合）
※記載項目として、1事業所番号、2サービス種類、3事業所名、4事業開始年月日、を記載ください。

<廃止手続きについて>

- ① 廃止届
- ② 事業所一覧（任意様式 ※）
※記載項目として、①事業所番号、②サービス種類、③事業所名、④廃止年月日、を記載ください。

☆新規指定申請書と別に提出される際は、吸収合併・吸収分割の内容が分かる資料を添付して下さい。

3 その他

その他については、通常の新規の指定と同様です。